



米国分散投資戦略ファンド (1倍コース／3倍コース／5倍コース)

愛称:USブレイン1／USブレイン3／USブレイン5

追加型投信／海外／資産複合



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ:<https://www.smd-am.co.jp>

コールセンター:0120-88-2976

[受付時間] 午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

三井住友信託銀行株式会社

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。

本書では、各ファンドの略称として、それぞれ以下のようにいうことがあります。

米国分散投資戦略ファンド(1倍コース)：1倍コース

米国分散投資戦略ファンド(3倍コース)：3倍コース

米国分散投資戦略ファンド(5倍コース)：5倍コース

委託会社の概要

委託会社名

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

設立年月日

1985年7月15日

資本金

20億円(2026年1月30日現在)

運用する投資信託財産の
合計純資産総額

16兆9,980億円(2026年1月30日現在)

商品分類・属性区分

商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	海外	資産複合

属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券(資産複合 (株式、債券、不動産投信、 その他資産(商品))、 資産配分変更型))	年2回	北米	ファンド・ オブ・ファンズ	あり(フルヘッジ)

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年2月5日に関東財務局長に提出しており、2026年2月6日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的



当ファンドは、米国の株式、債券および不動産投資信託（リート）ならびにコモディティ等に分散投資することで、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドの特色



1 米国の株式、債券および不動産投資信託（リート）ならびにコモディティ等に分散投資することで、信託財産の中長期的な成長を目指します。

■実質的な運用は、ケイマン籍円建外国投資信託証券「SMDAM Qアルファ・レバード・US・ディバシフィケーション・ファンド（円ヘッジクラス）」への投資を通じて行います。また、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」への投資を通じて、主として円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資します。

■外国投資信託証券においては、米国株式、米国債券、米国リート、コモディティの各資産*を主要投資対象とします。

*各資産は、将来的に追加または変更となる場合があります。

- ・ AI（機械学習）を活用したアセットアロケーション戦略により、徹底したリスク分散を図ること
で、リスク・リターンの良いポートフォリオの構築を目指します。
- ・ 外国投資信託証券では、先物取引等を活用し、投資額が外国投資信託証券の純資産総額の5
倍程度となるように投資を行います。市況動向、各資産の流動性等によってはETF等を通じて
投資を行う場合があります。
- ・ 保有する外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行います。

▶ 当ファンドが実質的な主要投資対象とする各資産

資産	投資対象とする指数または証券
米国株式	S&P500
	NASDAQ100
米国債券	米国10年国債
	モーゲージ証券
米国リート	ダウ・ジョーンズ米国不動産指数
コモディティ	Bloombergコモディティ指数
	金

※各資産への投資にあたっては、主に先物取引等を活用します。市況動向、各資産の流動性等によっては、各種指数等に連動するETFまたは各種指数等の構成銘柄およびその先物取引等を通じて投資を行う場合があります。

※モーゲージ証券への投資にあたってはジニーメイ（米国連邦政府抵当金庫）が保証するものを投資対象とし、主としてTBA取引を活用します。TBA取引とは、モーゲージ証券の先渡取引の一種で、約定時点では受け渡す銘柄を特定せず、受渡適格銘柄や取引額面・価格・決済日等の条件のみが合意される取引です。

※上記の各資産および投資対象とする指数または証券は、将来的に追加または変更となる場合があります。

※上記のほか、短期金融商品等に投資する場合があります。

2

リスク水準の異なる3コースからお選びいただけます。

■主要投資対象とする外国投資信託証券では、先物取引等を活用し、投資額が外国投資信託証券の純資産総額の5倍程度*¹となるように投資を行います。各コースでは、外国投資信託証券の組入比率を調整することで、実質的な投資額の調整を行います。

▶**1倍コース**：外国投資信託証券の組入比率は信託財産の純資産総額の概ね20%とし、実質的に純資産総額と概ね同等額*²の投資を行います。

▶**3倍コース**：外国投資信託証券の組入比率は信託財産の純資産総額の概ね60%とし、実質的に純資産総額の概ね3倍相当額*²の投資を行います。

▶**5倍コース**：外国投資信託証券の組入比率を高位に保ち、実質的に純資産総額の概ね5倍相当額*²の投資を行います。

※市場環境や設定・解約などの資金動向により、実質的な投資額がそれぞれ上記に定める水準から乖離する場合があります。また、「3倍コース」、「5倍コース」のリターン水準はそれぞれ「1倍コース」のリターンの3倍、5倍になるものではありません。

*¹ 主要投資対象とする外国投資信託証券では、市場のリスクが急激に高まったと考えられる局面等において、短期金融商品等への投資を行うことがあります。この場合、外国投資信託証券における投資額が、外国投資信託証券の純資産総額の5倍程度を大きく下回る場合があります。

*² 外国投資信託証券における投資額が外国投資信託証券の純資産総額の5倍程度を大きく下回る場合、各コースにおける実質的な投資額は記載の水準を大きく下回ります。

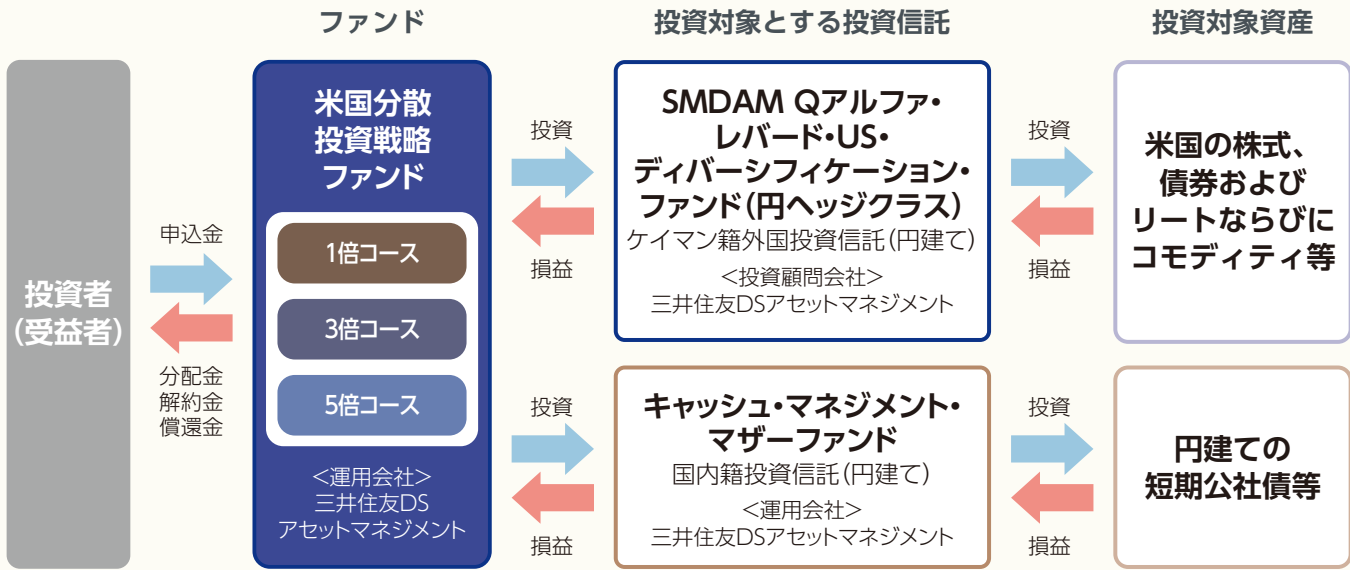
■販売会社によっては、各ファンド間でスイッチングが可能です。スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。なお、販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

「3倍コース」および「5倍コース」は実質的に信託財産の純資産総額以上の投資を行います。そのため市場環境等によっては基準価額が大きく変動または著しく下落する可能性がありますので、ご投資の際には慎重にご判断ください。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

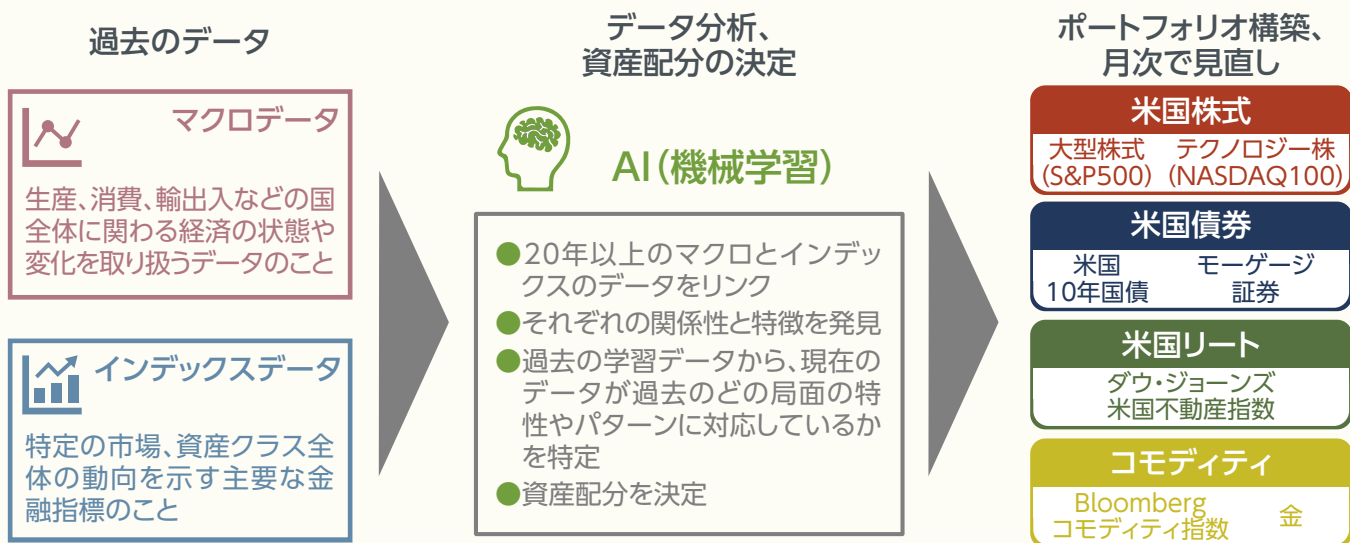


※1倍コースは外国投資信託証券の組入比率を純資産総額の概ね20%、3倍コースは概ね60%とします。5倍コースは外国投資信託証券の組入比率を高位に保ちます。

運用戦略について

- バランスファンドで最も重要なのは、資産の保有割合を決めるアセットアロケーションです。債券や株式などの保有割合の違いでファンドのパフォーマンスは大きく変化します。
- AI (機械学習) を活用した当戦略は、過去のデータの分析に基づき、金融危機の場合などは株式等のリスク資産をゼロに近づけるなど、リスクを適切に管理し、安定的な運用を目指しています。
- 市場局面に応じて月次で米国株式やコモディティ等のリスク資産のポートフォリオを見直すことで、金融市場の上昇局面、下落局面に対応します。

▶ポートフォリオ構築のイメージ

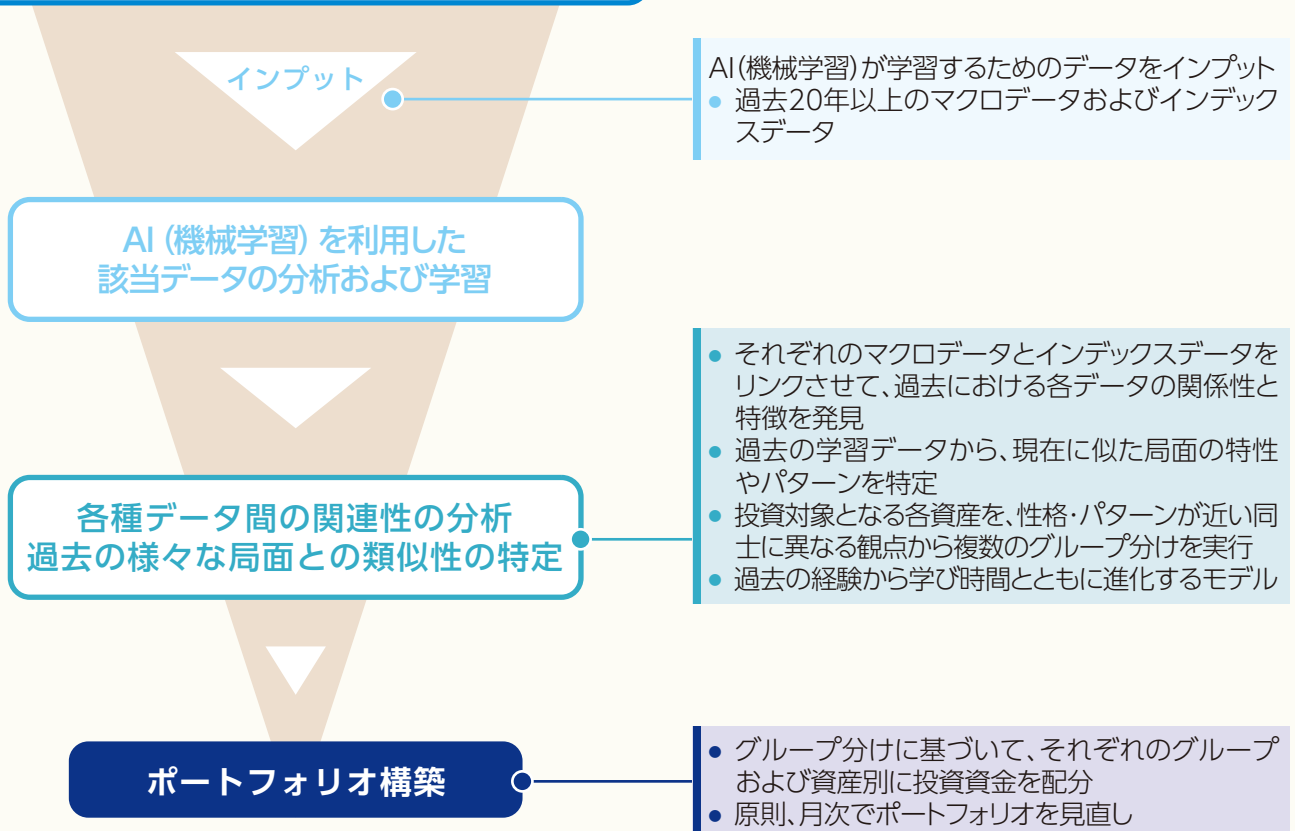


※実質的な主要投資対象とする各資産および投資対象とする指数または証券は、将来的に追加・変更となる場合があります。また、短期金融商品等に投資する場合があります。

投資対象とする外国投資信託の運用プロセス

■投資対象とする外国投資信託の運用は、運用部 マルチアセットグループが行います。

投資対象のマクロデータ、インデックスデータ



※上記の運用プロセスは2026年3月31日現在のものであり、今後変更される場合があります。

※運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。

＜運用担当者に係る事項＞https://www.smd-am.co.jp/corporate/investment/pdf/org_structure01.pdf

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。

分配方針

- 年2回(原則として毎年5月および11月の10日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配を行います。
 - 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
 - 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは計算期間中の基準価額の上昇分を勘案して分配を行います。

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

追加的記載事項



■投資対象とする投資信託の投資方針等

以下は、2026年3月31日現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

▶SMDAM Qアルファ・レバード・US・ディバースフィケーション・ファンド(円ヘッジクラス)

形 態	ケイマン籍契約型投資信託(円建て)
主 要 投 資 対 象	米国の株式、債券およびリートならびにコモディティを主要投資対象とします。
運 用 の 基 本 方 針	●米国の株式、債券およびリートならびにコモディティを主要投資対象とします。 ・ポートフォリオの構築にあたっては、AI(機械学習)を活用したアセット・アロケーション戦略により、徹底したリスクの分散を図ります。 ・各資産への投資にあたっては、主に先物取引等を活用し、信託財産の純資産総額に対して5倍相当額の投資を行います。市況動向、各資産の流動性等によってはETF等を通じて投資を行う場合があります。 ※市場のリスクが急激に高まったと考えられる局面等において、短期金融商品等への投資を行うことがあります。この場合、信託財産の純資産総額に対して5倍相当額の投資を大きく下回る場合があります。 ●保有する外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行います。 ●資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主 な 投 資 制 限	●同一発行体に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーは、原則として、それぞれ純資産総額の10%以内、合計で純資産総額の20%以内とします。 ●非流動性資産への投資は行いません。 ●借入れは、原則として借入金の残高の総額が純資産総額の10%を超えないものとします。 ●有価証券の空売りは行わないものとします。 ●デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
分 配 方 針	原則として毎月行います。
運 用 管 理 費 用	純資産総額に対して 運用報酬 :年0.62%程度 管理報酬等:年0.08%以内(最低年58,000米ドル以内) ※上記のほか、管理および保管に要する費用(最低年24,000米ドル)などがかかりますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率等を示すことができません。また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回ることがあります。
そ の 他 の 費 用	ファンドの取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにその他の費用を負担します。 これらは、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申 込 手 数 料	ありません。
投 資 顧 問 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
購 入 の 可 否	日本において一般投資者は購入できません。

▶ キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

主 要 投 資 対 象	本邦貨建て公社債および短期金融商品等
運用の基本方針	本邦貨建て公社債および短期金融商品等に投資し、利息等収入の確保を図ります。
主 な 投 資 制 限	● 株式への投資は行いません。 ● 外貨建資産への投資は行いません。
信 託 報 酬	ありません。
そ の 他 の 費 用	有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。 その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申 込 手 数 料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
委 託 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社

基準価額の変動要因



- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。
- 投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。



レバレッジに関するリスク(3倍コース・5倍コース)

3倍コース、5倍コースでは、株価指数先物取引や債券先物取引等を積極的に用いてレバレッジ取引を行います。したがって、株式や債券等の価格変動の影響を大きく受け、ファンドの基準価額の変動が大きくなることが想定されます。



価格変動リスク

株式市場リスク…株価の下落は、基準価額の下落要因です

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

債券市場リスク…債券の価格の下落は、基準価額の下落要因です

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

資産担保証券投資のリスク…資産担保証券の価格の下落は、基準価額の下落要因です

資産担保証券の価格は、信用度の変動、金利変動、ローンの裏付となる資産の価格変動等の影響を受け変動します。

資産担保証券の担保となるローンは、一般的に金利が低下すると低金利ローンへの借換えが増加することが考えられます。ローンの期限前償還が増加することにより資産担保証券の期限前償還が増加すると、資産担保証券の価格が影響を受けます。期限前償還は金利要因のほか、さまざまな要因によっても変化すると考えられます。また、期限前償還の価格に影響を与える度合いは、個々の資産担保証券の種類や特性によって異なります。

不動産投資信託(リート)に関するリスク…リートの価格の下落は、基準価額の下落要因です

リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値や賃貸収入、個々のリートの事業活動や財務状況等によっても価格が変動します。これらにより、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

商品市況の価額変動に伴うリスク…商品市況の下落は、基準価額の下落要因です

商品市況は、多くの要因により変動します。要因の主なものとしては、対象となる商品の需給、貿易動向、天候、農業生産、商品産出地域の政治・経済情勢、疫病の発生などが挙げられます。このため、商品の動向を表わす各種商品指数も、商品市況の変動の影響を受けます。さらに、指数を対象にした先物等の市場では、流動性の不足、投機的参加者の参入、規制当局による規制や介入等により、一時的に偏りや混乱を生じることがあります。これらの影響を受け商品市況が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。



信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



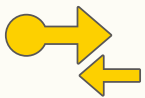
為替変動リスク…為替ヘッジにより、円高が基準価額に与える影響は限定的です

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けますが、原則として対円での為替ヘッジを行うため、その影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。なお、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。また、需給要因等によっては金利差相当分以上にヘッジコストがかかる場合があります。



カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

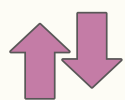
海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。



流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点



ファンド固有の留意点

実質的な投資比率およびリターンに関する留意点

各ファンドが投資対象とする外国投資信託証券では、先物取引等を活用し、投資額が外国投資信託証券の純資産総額の5倍程度*1となるように投資を行います。

各ファンドにおいては、外国投資信託証券の組入比率を調整することで、外国投資信託証券を通じて行う実質的な投資額が各ファンドの信託財産の純資産総額のそれぞれ同額／3倍／5倍程度*2となるよう投資を行いますが、実質的な投資額がそれぞれ純資産総額の同額／3倍／5倍相当額*2から乖離する場合があります。

また、外国投資信託証券における投資額および外国投資信託証券の組入比率の調整は原則として日次で行いますが、「3倍コース」／「5倍コース」のリターン水準が「1倍コース」のリターンの3倍／5倍とはならない点にご留意ください。

*1 主要投資対象とする外国投資信託証券では、市場のリスクが急激に高まったと考えられる局面等において、短期金融商品等への投資を行うことがあります。この場合、外国投資信託証券における投資額が、外国投資信託証券の純資産総額の5倍程度を大きく下回る場合があります。

*2 外国投資信託証券における投資額が外国投資信託証券の純資産総額の5倍程度を大きく下回る場合、各コースにおける実質的な投資額は記載の水準を大きく下回ります。

外国投資信託証券への投資について

外国投資信託証券から株式等へ投資する場合、わが国の投資信託証券から投資を行う場合と比べて税制が不利になる場合があります。



投資信託に関する留意点

■ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

■ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付が中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

リスクの管理体制



■委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

■リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

■コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

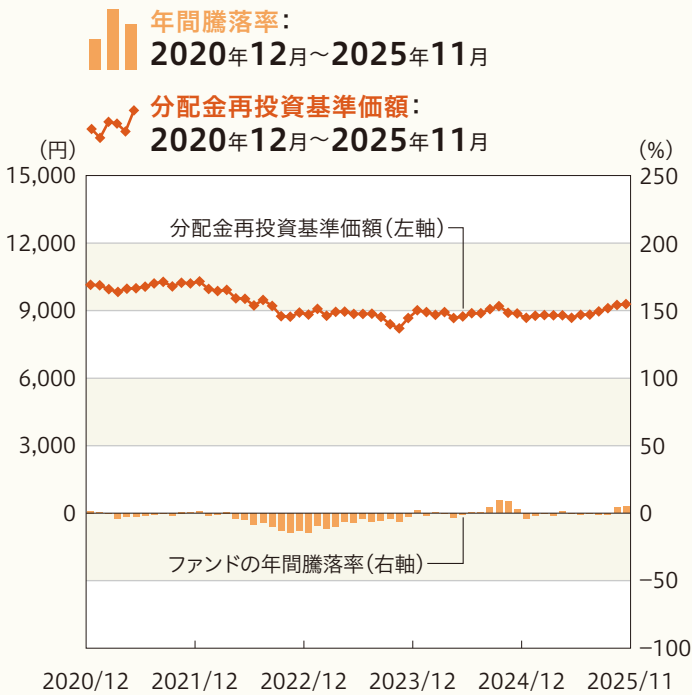


ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

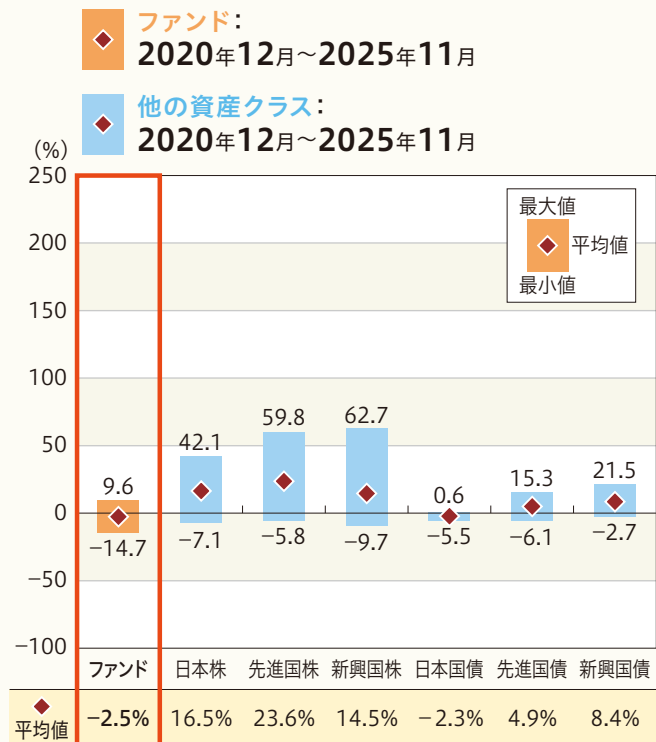
1倍コース



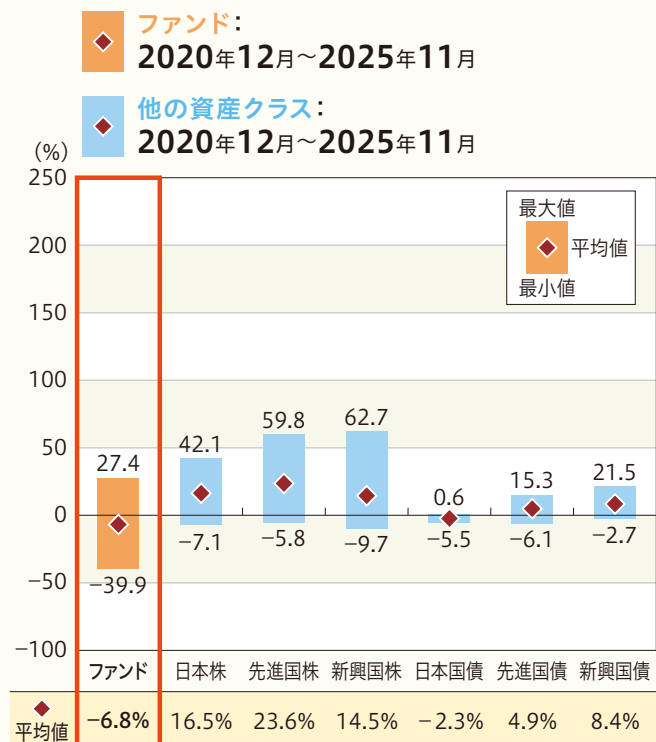
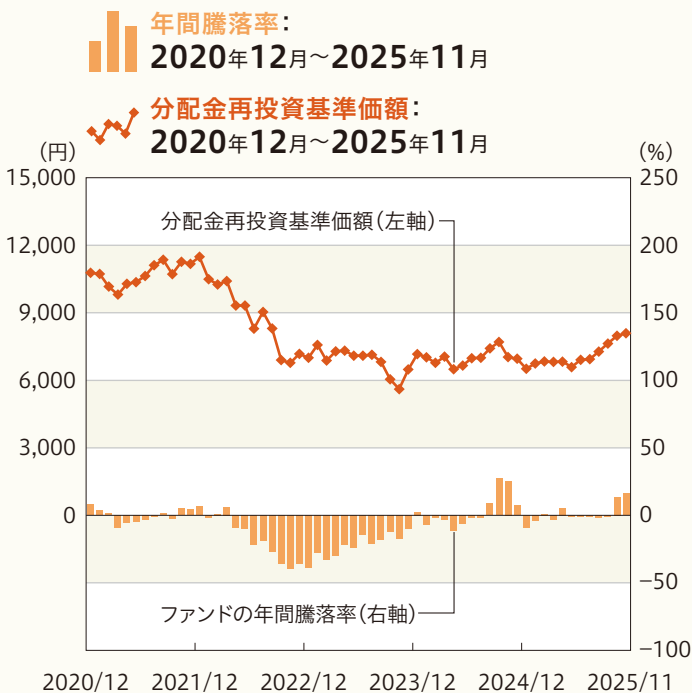
ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



3倍コース



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

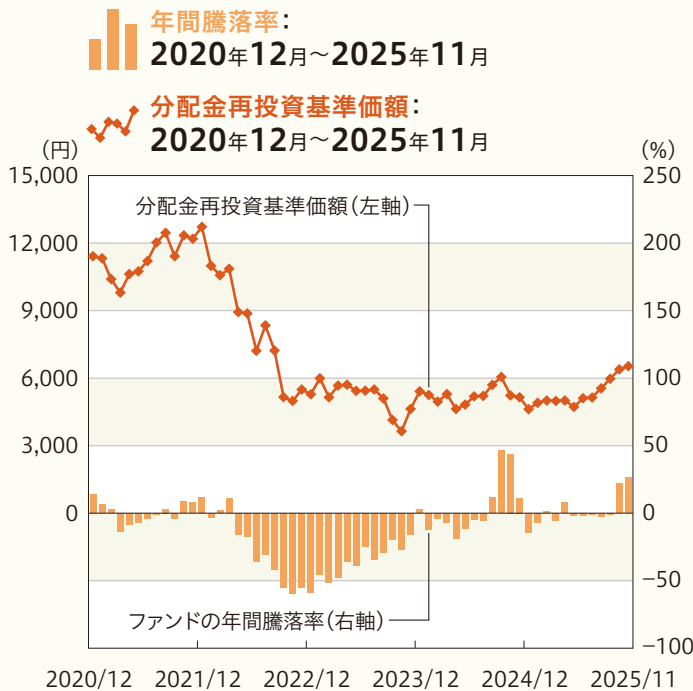
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

5倍コース



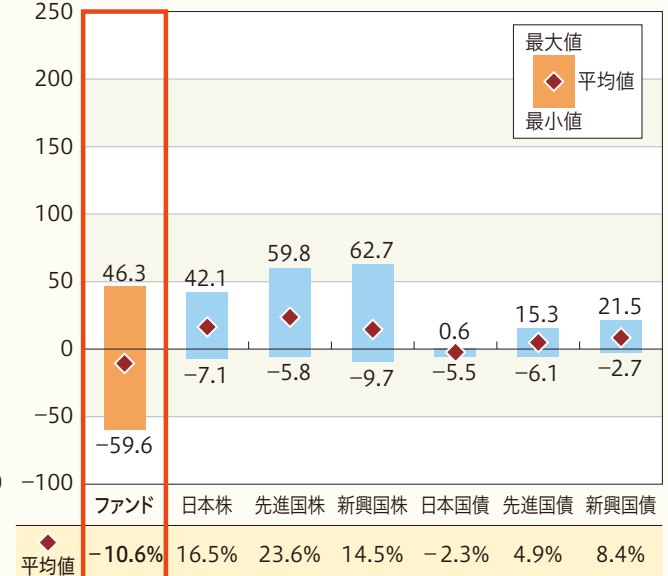
ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド： 2020年12月～2025年11月

他の資産クラス： 2020年12月～2025年11月



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

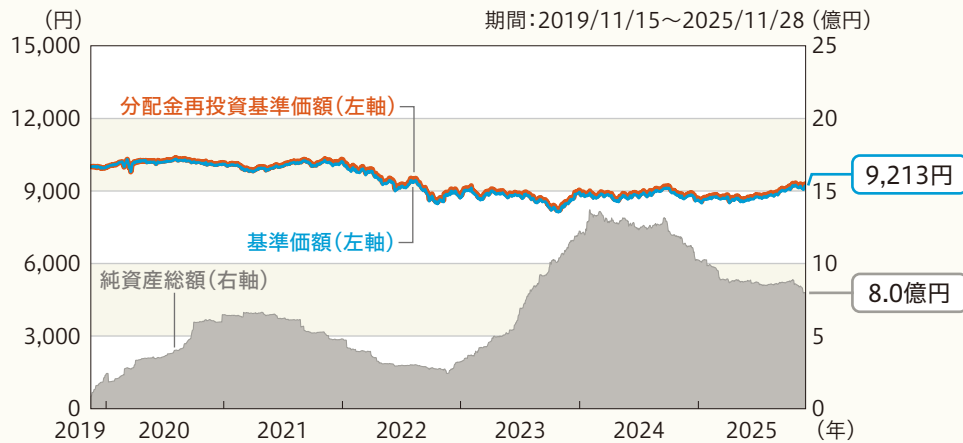
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

基準日: 2025年11月28日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

1倍コース

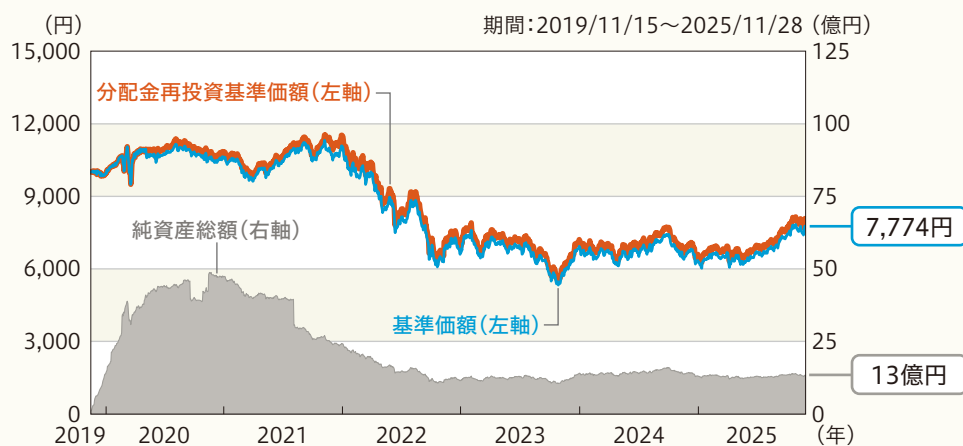


分配の推移

決算期	分配金
2025年11月	0円
2025年 5月	0円
2024年11月	0円
2024年 5月	0円
2023年11月	0円
設定来累計	90円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

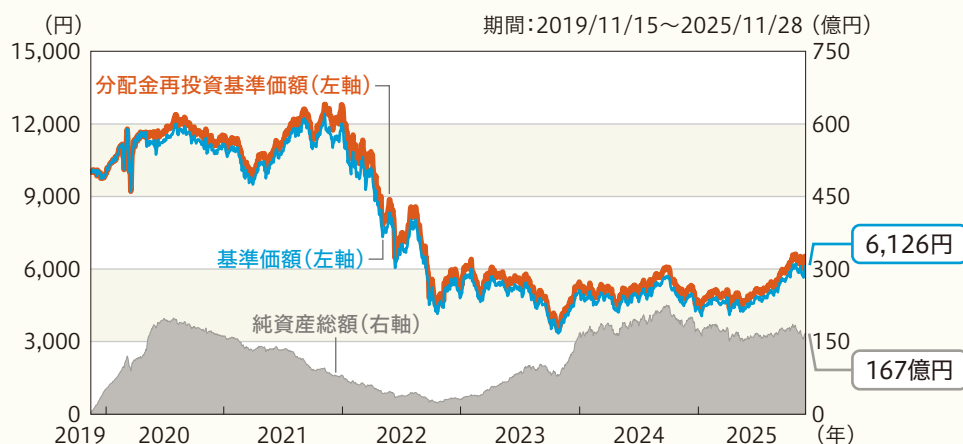
3倍コース



決算期	分配金
2025年11月	0円
2025年 5月	0円
2024年11月	0円
2024年 5月	0円
2023年11月	0円
設定来累計	430円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

5倍コース



決算期	分配金
2025年11月	0円
2025年 5月	0円
2024年11月	0円
2024年 5月	0円
2023年11月	0円
設定来累計	750円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
 ※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

基準日:2025年11月28日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

主要な資産の状況

■ 1倍コース

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	61.47
投資信託受益証券	ケイマン諸島	22.45
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		16.08
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	61.47
ケイマン諸島	投資信託受益証券	TCW Qアルファ・レバード・US・ディバースیفケーション・ファンド(円ヘッジクラス)	22.45

■ 3倍コース

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	62.19
親投資信託受益証券	日本	23.85
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		13.96
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	TCW Qアルファ・レバード・US・ディバースیفケーション・ファンド(円ヘッジクラス)	62.19
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	23.85

■ 5倍コース

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	99.57
親投資信託受益証券	日本	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.43
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	TCW Qアルファ・レバード・US・ディバースیفケーション・ファンド(円ヘッジクラス)	99.57
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.00

※比率は、ファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

▶ 投資対象とする投資信託の現況

■ TCW Qアルファ・レバード・US・ディバースیفケーション・ファンド(円ヘッジクラス)

当該投資信託をシェアクラスとして含む「TCW Qアルファ・レバード・US・ディバースیفケーション・ファンド」の資産別構成は、以下の通りです。

2026年3月31日付で投資対象とする外国投資信託のファンド名称が変更されましたが、変更前のファンド名称を表記しています。

資産別構成

種類	投資対象指数または証券	比率(%)	種類別比率(%)
米国株式	S&P500	64.3	104.9
	NASDAQ100	40.6	
米国債券	米国10年国債	120.4	319.3
	モーゲージ証券	198.9	
米国リート	ダウ・ジョーンズ米国不動産指数	9.8	9.8
コモディティ	Bloombergコモディティ指数	11.6	44.3
	金	32.8	
合計		478.3	

※比率は、TCW Qアルファ・レバード・US・ディバースیفケーション・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

※TCWアセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーから入手した情報を基に委託会社作成

基準日: 2025年11月28日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

■ キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	日本	78.16
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		21.84
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	1331国庫短期証券	0.000	2025/12/15	30.91
日本	国債証券	1344国庫短期証券	0.000	2026/02/24	18.17
日本	国債証券	1340国庫短期証券	0.000	2026/02/02	12.72
日本	国債証券	1334国庫短期証券	0.000	2026/01/07	9.09
日本	国債証券	1281国庫短期証券	0.000	2026/01/20	7.27

※比率は、キャッシュ・マネジメント・マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

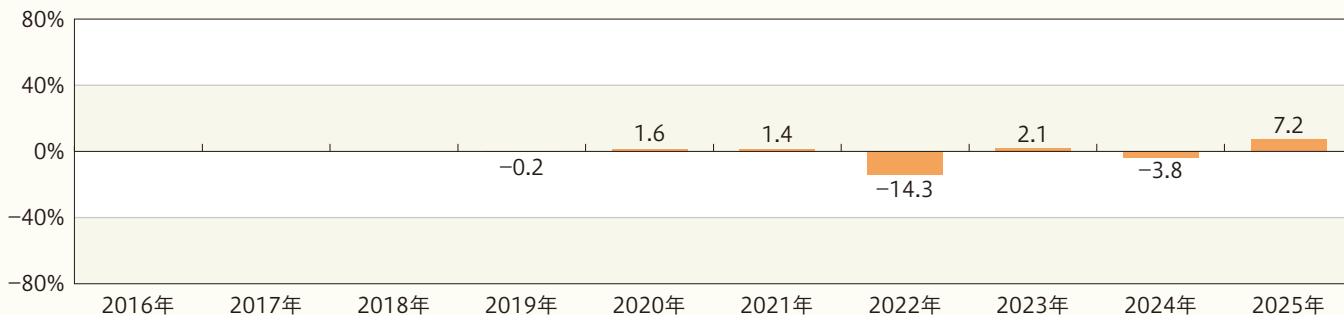
※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

基準日: 2025年11月28日

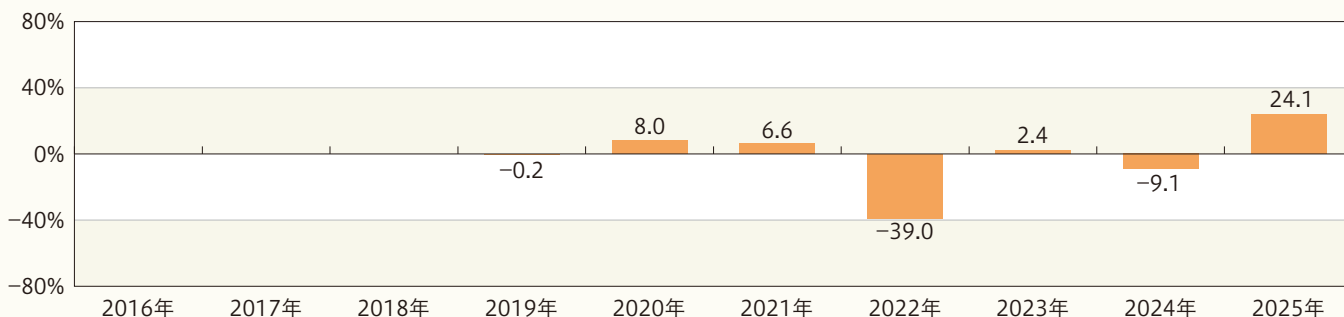
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

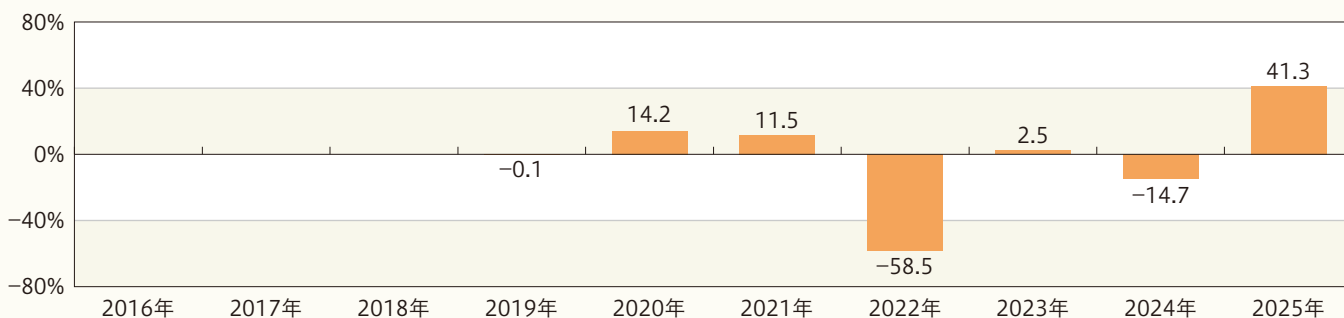
1倍コース



3倍コース



5倍コース



※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。
 ※ファンドが設定された年の収益率は、設定日から年末までの騰落率です。
 ※2025年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。
 ※ファンドにはベンチマークはありません。

お申込みメモ



購入時

購 入 単 位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
購入申込について	販売会社によっては、各ファンド間でスイッチングを取り扱う場合があります。また、販売会社によっては一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金時

換 金 単 位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

申込関連

申 込 締 切 時 間	原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2026年2月6日から2026年8月6日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
申 込 不 可 日	以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。 ● ニューヨークの取引所の休業日 ● ニューヨークの銀行の休業日
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消しをする場合があります。

決算日・収益分配

決 算 日	毎年5月、11月の10日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年2回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。) 分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みメモ



その他

信 託 期 間	2029年11月12日まで(2019年11月15日設定)
繰 上 償 還	当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなったときは、繰上償還します。 また、以下の場合には、繰上償還をすることがあります。 ● 繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき ● 各ファンドの残存口数が30億口を下回ることとなったとき ● その他やむを得ない事情が発生したとき
信託金の限度額	各ファンド5,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp)に掲載します。
運 用 報 告 書	決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ付します。
基 準 価 額 の 法 照 会 方 法	ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。 また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、以下のように掲載されます。 1倍コース 米国分散1倍 3倍コース 米国分散3倍 5倍コース 米国分散5倍
課 税 関 係	● 課税上は株式投資信託として取り扱われます。 ● 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ● 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ● 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2025年11月末現在のものであります。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用・税金



■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入時手数料	購入価額に 3.3% (税抜き3.0%) を上限 として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	ファンドの純資産総額に年1.1825% (税抜き1.075%)の率を乗じた額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 <運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)> <table> <tr> <th>支払先</th><th>料率</th><th>役務の内容</th></tr> <tr> <td>委託会社</td><td>年0.35%</td><td>ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価</td></tr> <tr> <td>販売会社</td><td>年0.70%</td><td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td></tr> <tr> <td>受託会社</td><td>年0.025%</td><td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr> </table> ※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。	支払先	料率	役務の内容	委託会社	年0.35%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価	販売会社	年0.70%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	受託会社	年0.025%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
支払先	料率	役務の内容												
委託会社	年0.35%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価												
販売会社	年0.70%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価												
受託会社	年0.025%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価												
	投資対象とする投資信託	年0.70%程度*1												
	実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して 1倍コース 年1.3225% (税抜き1.215%) 程度*1*2 3倍コース 年1.6025% (税抜き1.495%) 程度*1*2 5倍コース 年1.8825% (税抜き1.775%) 程度*1*2												
*1 投資対象とする投資信託の運用管理費用は、料率が把握できる費用の合計であり、上記以外の費用がかかる場合があります。また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回る場合があります。 上記の料率は、2025年11月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。 *2 実質的な負担は、各ファンドの外国投資信託証券の組入比率に応じた概算値です。実際の外国投資信託証券の組入比率により、実質的な負担の料率は変動します。														

ファンドの費用・税金

保有時

その他の費用・手数料

以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。

- 監査法人等に支払われるファンドの監査費用
- 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
- 資産を外国で保管する場合の費用 等

※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税及び地方税

配当所得として課税
普通分配金に対して20.315%

換金(解約)時及び償還時

所得税及び地方税

譲渡所得として課税
換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※上記は、2025年11月末現在のものです。

(参考情報) 総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2025年5月13日～2025年11月10日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

投資対象とする投資信託(以下、投資先ファンド)の費用は、その他費用に含めています。なお、当ファンドの費用と投資先ファンドの費用の対象期間は、異なる場合があります。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1倍コース	1.35%	1.18%	0.17%
3倍コース	1.67%	1.18%	0.49%
5倍コース	1.96%	1.18%	0.78%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。投資先ファンドは、原則として、売買委託手数料、支払利息および有価証券にかかる税金は含まれていません。)です。

※投資先ファンドが上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。



三井住友DSアセットマネジメント